

福岡県公報

平成23年2月28日
第 3 2 2 4 号

目 次

告 示 (第368号 - 第383号)

都市計画事業の認可	(公園街路課) 1
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 2
救急病院でなくなった病院	(医療指導課) 2
救急病院の認定	(医療指導課) 2
救急病院でなくなった病院	(医療指導課) 2
公共測量の実施	(県土整備総務課) 3
公共測量の実施	(県土整備総務課) 3
公共測量の実施	(県土整備総務課) 3
公共測量の実施	(県土整備総務課) 3
公共測量の実施	(県土整備総務課) 3
公共測量の実施	(県土整備総務課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
道路の供用の開始	(道路維持課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
公 告		
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) 6
一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 7
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)10
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)12

公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

(警察本部警務課)14

警備員指導教育責任者講習の実施

(警察本部生活安全総務課)15

警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施

(警察本部生活安全総務課)17

海区漁業調整委員会

小型定置網の保護に関する委員会指示について

(漁業管理課)19

筑前海区における一本釣に使用する集魚灯に係る委員会指示につい

て (漁業管理課)19

告 示

福岡県告示第368号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
久山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
久山都市計画公園事業6・5・1号久山町総合運動公園
- 3 事業施行期間
平成23年2月28日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
糟屋郡久山町大字久原字正ヶ浦、字池上及び字高寄地内
 - (2) 使用の部分
糟屋郡久山町大字久原字扇谷、字正ヶ浦、字池上及び字高寄地内

福岡県告示第369号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年9月福岡県告示第1817号福岡都市計画道路事業3・4・121号平野南ヶ丘線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成18年9月22日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成18年9月福岡県告示第1817号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成18年9月福岡県告示第1817号の事業地に同じ

福岡県告示第370号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年2月福岡県告示第269号福岡都市計画道路事業3・4・77号現人橋乙金線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成14年2月4日から平成26年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成20年2月福岡県告示第269号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第371号

次に掲げる病院は、平成22年12月24日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

病 院 の 名 称	所 在 地
社会保険小倉記念病院	北九州市小倉北区貴船町1 - 1

福岡県告示第372号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

医療機関の名称	所 在 地	有 効 期 間
社会保険小倉記念病院	北九州市小倉北区浅野3 - 2 - 1	平成22年12月25日から 平成25年12月24日まで

福岡県告示第373号

次に掲げる病院は、平成23年2月28日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

病 院 の 名 称	所 在 地
秦病院	大野城市筒井1 - 3 - 1

福岡県告示第374号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量、3級基準点測量、3級水準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内一円	平成23年2月1日から 平成23年3月31日まで

福岡県告示第375号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級水準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区ほか	平成23年1月28日から 平成23年3月31日まで

福岡県告示第376号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成23年2月3日から 平成23年3月31日まで

福岡県告示第377号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区	平成23年1月27日から 平成23年3月31日まで

福岡県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区大里元町	平成23年2月15日から 平成23年3月8日まで

福岡県告示第379号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（道路台帳現況平面図修正）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市博多区地域	平成23年1月24日から 平成23年3月31日まで

福岡県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	福岡線	前	宮若市龍徳188番3先から 宮若市龍徳33番1先まで	8.0 ～ 26.0	312.0
			後	宮若市龍徳188番3先から 直方市大字上新入2517番 2先まで	12.0 ～ 26.0	820.0
飯塚	県道	飯塚線 大野城	前	飯塚市大分1905番1先から 飯塚市大分1908番1先まで	19.8 ～ 37.2	32.6
			後	同上	19.8 ～ 38.5	32.6

福岡県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年2月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚線 大野城	飯塚市大分1905番1先から 飯塚市大分1908番1先まで

福岡県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	千 手 線 稲 築	前	嘉麻市上臼井1843番1先から 嘉麻市上臼井1830番1先まで	6.1 ～ 14.0	326.6
			後	同上	9.2 ～ 18.7	
飯 塚	県 道	鶴 三 緒 線 田 川	前	飯塚市山倉368番1先から 飯塚市山倉102番4先まで	11.0 ～ 17.6	239.9
			後	同上	11.5 ～ 17.6	
飯 塚	県 道	鯰 田 停車場 線 有 井	前	飯塚市有井583番25先から 飯塚市有井104番1先まで	8.9 ～ 20.8	364.9
			後	飯塚市有井583番25先から 飯塚市有井104番1先まで	8.9 ～ 20.8	
飯 塚	県 道	原 田 線 上 山 田	前	嘉麻市上546番1先から 嘉麻市上545番1先まで	6.1 ～ 8.0	111.0

			後	同上	7.0 ～ 8.0	111.0
--	--	--	---	----	-----------------	-------

福岡県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
飯 塚	県 道	鯰 田 停車場 線 有 井	前	飯塚市鯰田1354番21先から 飯塚市鯰田3195番先まで	5.3 ～ 28.0	816.8	
			後	同上	5.3 ～ 25.5		816.8
飯 塚	県 道	口ノ原 線 川 島	前	飯塚市鯰田1382番9先から 飯塚市鯰田1929番1先まで	5.3 ～ 28.0	1,227.5	うち県道鯰田停車場有井線重用延長816.8メートル、県道鯰田停車場線重用延長66.4メートル
			後	同上	5.3 ～ 28.0		

								うち県道 鯉田停車場有井線 重用延長 816.8メ ートル、 県道鯉田 停車場線 重用延長 66.4メ ートル
			後	同上		5.3 ~ 25.5	1,227.5	

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

男性警察官用合服上衣	800着程度
男性警察官用合活動服	1,300着程度
男性警察官用合服ズボン	1,500本程度
女性警察官用合服上衣	70着程度
女性警察官用合活動服	120着程度
女性警察官用合スカート	70着程度
女性警察官用合服ズボン	120本程度
女性警察官用合ベスト	70着程度

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれ

らの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズ及びI S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
- イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年3月18日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

男性警察官用合服上衣 800着程度

男性警察官用合活動服	1,300着程度
男性警察官用合服ズボン	1,500本程度
女性警察官用合服上衣	70着程度
女性警察官用合活動服	120着程度
女性警察官用合スカート	70着程度
女性警察官用合服ズボン	120本程度
女性警察官用合ベスト	70着程度

(2) 契約内容及び特質等

入札書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成24年3月31日まで

(4) 納入場所

福岡県警察本部装備課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県一告示第17号）」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿（物品）登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号） 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年4月11日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	織 維	A A又は同規模の実績を持つA（履行証明書を提出すること）
12	01	百 貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号） 092 - 641 - 4141（内線2590）

（F A X） 092 - 641 - 1660

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成23年2月28日（月曜日）から平成23年4月11日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成23年4月11日（月曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階北側入札室

(2) 日時

平成23年4月12日（火曜日）午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際に入札者又はその代理人のすべてが立ち会っており、そのすべてが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Between-season's jackets, part of uniform, for male police officers : 800 items
Between-season's work jackets, part of uniform, for male police officers : 1300 items
Between-season's trousers, part of uniform, for male police officers : 1,500 items
Between-season's jackets, part of uniform, for female police officers : 70 items
Between-season's work jackets, part of uniform, for female police officers : 120 items
Between-season's tight skirts, part of uniform, for female police officers : 70 items
Between-season's pants, part of uniform, for female police officers : 120 items
Between-season's vests, part of uniform, for female police officers : 70 items
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on April 11 , 2011
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoan, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext.2590)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

男性警察官用冬服上衣	1,000着程度
男性警察官用冬活動服	1,400着程度
男性警察官用冬服ズボン	1,800本程度
女性警察官用冬服上衣	70着程度
女性警察官用冬活動服	120着程度
女性警察官用冬服スカート	70着程度
女性警察官用冬服ズボン	120本程度
女性警察官用冬服ベスト	70着程度

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ㍑ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

コ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

カ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

キ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション

イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年3月18日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年2月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

男性警察官用冬服上衣	1,000着程度
男性警察官用冬活動服	1,400着程度
男性警察官用冬服ズボン	1,800本程度
女性警察官用冬服上衣	70着程度
女性警察官用冬活動服	120着程度
女性警察官用冬服スカート	70着程度
女性警察官用冬服ズボン	120本程度
女性警察官用冬服ベスト	70着程度

(2) 契約内容及び特質等

入札書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成24年3月31日まで

(4) 納入場所

福岡県警察本部装備課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の③の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号） 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年4月11日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	織 維	A A又は同規模の実績を持つA (履行証明書を提出すること)
12	01	百 貨	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号） 092 - 641 - 4141（内線2590）
（F A X） 092 - 641 - 1660
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成23年2月28日（月曜日）から平成23年4月11日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限

平成23年4月11日（月曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階北側入札室

(2) 日時

平成23年4月12日（火曜日）午後1時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべて立ち会っており、そのすべてが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加
わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停
止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者
がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
する。
- (2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に
くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう
ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入
札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら
れている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手
続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Winter jackets, part of uniform, for male police officers : 1,000 items
Winter work jackets, part of uniform, for male police officers : 1,400 items
Winter trousers, part of uniform, for male police officers : 1,800 items
Winter jackets, part of uniform, for female police officers : 70 items
Winter work jackets, part of uniform, for female police officers : 120 items
Winter tight skirts, part of uniform, for female police officers : 70 items
Winter pants, part of uniform, for female police officers : 120 items
Winter vests, part of uniform, for female police officers : 70 items
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on April 11 , 2011
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext.2590)



福岡県公安委員会規則第 5 号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布
する。

平成23年 2 月 28 日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則
福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和46年福岡県公安委員会規則第 8 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 警察本部
 警察官 3,734人
 一般職員 588人
- (2) 警察署
 警察官 7,118人
 一般職員 317人
- 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第40号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成23年2月28日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年4月18日（月）から同年4月26日（火）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）

上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年4月21日（木）から同年4月26日（火）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

上記表中「講習期日」のうち、県の休日については、休講とする。

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
36名
- (2) 追加取得講習
10名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「

検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成23年3月28日(月)から同年3月30日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通
同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写

真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書(1級)の写し

c ウに該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

(ア) 新規取得講習

47,000円

(イ) 追加取得講習

23,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講し

なかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること(各受講者への貸与ロッカー有り)。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45

分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

- (3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第41号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査(以下「書面審査」という。)を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成23年2月28日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

平成23年4月1日(金)から同年5月31日(火)までの間

福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

- (1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際(平成17年11月21日現在)、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当

する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けていること。

- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

(1) 受付期間

県の休日を除く、平成23年4月1日（金）から同年5月31日（火）までの、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署

(3) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定等規則別記様式）1通

同申請書には、申請者本人の押印が必要。

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚

(エ) 旧合格証の写し

(オ) 前記3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）

a 前記3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

b 前記3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 前記アのうち(イ)を除く書類

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

前記アのうち(イ)を除く書類

5 申請方法

(1) 前記4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記4(3)に掲げる必要書類を提出すること。

(2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限り。）を持参すること。

(3) 手数料

書面審査については、手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

(1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第145号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における小型定置網漁業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき、知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成23年2月28日

筑前海区漁業調整委員会
会長 竹井紀一

1 指示の適応海域

筑前海区海域。

2 指示の対象区域

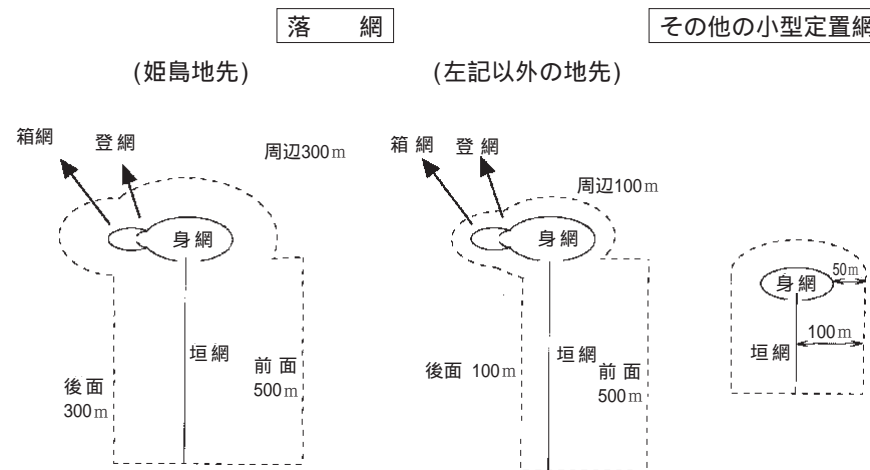
次の図に示す垣網の前面及び後面又は両面並びに身網及び箱網の周辺とし、その範囲は、次表の漁業の種類欄に掲げる区分に従う距離の範囲とする。

なお、落網とは垣網、身網、登網及び箱網の4部からなるものをいい、糸島市志摩姫島地先の落網とは、姫島漁港から北東500メートルの海面に設置されているものをいう。

漁業の種類		指示区域		
		垣網		身網及び箱網の周辺
落網漁業	糸島市志摩姫島地先	前面500メートル	後面300メートル	300メートル

上記以外の地先	前面500メートル	後面100メートル	100メートル
その他の小型定置網漁業	両面100メートル		50メートル

小型定置網の保護区域



3 指示の制限

指示対象区域においては、当該漁業によるものを除いて、水産動植物の採捕行為をしてはならない。

4 指示期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第146号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣に使用する集魚灯について次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成23年2月28日

筑前海区漁業調整委員会

会長 竹井紀一

1 指示の対象

次の(1)もしくは(2)に該当する場合

- (1) 5トン未満の船舶で一本釣を行う場合
- (2) 5トン以上の船舶で一本釣を行う場合（但し、小型イカ釣り漁業許可を有する船舶は除く。）

2 指示の適用海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線以北のうち、宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内を除いた海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島臼島灯台

3 集魚灯の制限

- (1) 集魚灯に使用する電球の光力は、45キロワット以内とする。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。
- (2) 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計は21個以内）。

4 指示期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで